

### 第3回住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会

平成18年11月28日（火）

【堀部座長】 お待たせいたしました。ただいまから第3回住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会を開催させていただきます。

大変お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

議題に入ります前に、きょうの出欠の確認ですが、欠席が石川委員ということで連絡をいただいております。それから、きょうはオブザーバーで内閣府国民生活局個人情報保護推進室の南嶋室長がお見えですので、ごあいさつください。

【南嶋室長】 南嶋です。よろしくお願いいたします。

【堀部座長】 よろしく申し上げます。

前回の第2回検討会におきましては、ヒアリングを行いまして、いろいろご意見をお聞きしました。本日の第3回検討会では、前回議論できなかった問題、まず第1に、議事次第にありますように、転出届等における届出の際の本人確認等について議論をしていただいた上で、これまでの議論をまとめました、議事としますと（2）になりますが、住民票の写しの交付制度等の見直しについて（全体の方向性）を議論していきたいと思っております。

それではまず、資料の確認等を福浦企画官からお願いいたします。

【福浦企画官】 次第の後に配付資料の一覧表がついておろうかと思いますが、本日、資料1から資料6までございます。過不足なくございますでしょうか。——よろしゅうございますか。

資料については以上でございますが、議事に入ります前に、日本弁護士連合会から会議の傍聴希望がありましたので、開催要領に基づきましてご決定いただきたいと思います、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【堀部座長】 特にご異議ないようですので、それでは、日本弁護士連合会に傍聴していただきたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事（1）転出届等における届出の際の本人確認等についてということで、まず、望月理事官から説明をお願いいたします。

【望月理事官】 それでは、議事（１）に従いまして、資料１と資料２の２点において説明をさせていただきます。まず、お手元の資料１をごらんください。

虚偽による住民異動及び住民票の写し請求事件ということで、いわゆる不正事案を新聞報道等で確認されたものをまとめたものでございます。全体で１０件ほどございますが、時系列で並べております。

１番目でございますけれども、平成１５年３月に、路上生活者の戸籍情報をブローカーから買い取りまして、当該路上生活者になりすまして、転出・転入をしたというものであります。つまり、本人になりすまして転出・転入したという事案であります。その後、転入地におきまして、住民票とか国民健康保険証を取得しまして、さらに商社の役員に依頼しまして、当該商社が発行する源泉徴収票とか在籍証明書を利用して、この路上生活者が商社幹部であるかのような架空の経歴をつくり上げまして、この源泉徴収票をもとに課税証明も入手した。このような一定の所得があるということと、本人であるということを偽りまして、不動産を購入しようとしたように装いまして、最終的に住宅ローンを詐取したというものでございます。

続きまして２番ですが、平成１６年１月であります。これも路上生活者からでありますけれども、氏名、住所、本籍地、生年月日を聞き取りまして、その者になりすまして転出・転入をしたという事案でございます。その後、転入地で国民健康保険証を取得しまして、これをベースに、同じように税務上の決算用紙などを使いまして、架空事業を行っているという形にして、最終的に銀行から、こちらは事業の融資という形でお金を詐取したものでございます。この場合は、若干特異事例としましては、路上生活者本人が結託、共謀している点が見られるという点と、通常どおり本人になりすました事案であるということでございます。

３番目でありましたが、平成１６年６月、被害者の名前に書きかえた病院の診察券を使用して、当該被害者になりすまして転出・転入をしたというものでございます。転入した後は、まさにその者として国民健康保険証を詐取しまして、これをベースに消費者金融から借入れを行った、これもお金を詐取したという事案でございます。これもご本人になりすましたものということになります。

４番目でありましたが、平成１６年１１月、容疑者がもともと破産宣告を受けているということで、お金がなかなか借りられない。そういうことで、別人になりすまそうということで、やみ金融業者から無職の者の転出証明書を購入した。したがって、この無職の

者も転出証明書を売っているということで、共謀事案ということになります。この者になりすまして転出・転入届けを提出した。その後、住基カードの交付を受けて、それをベースに消費者金融からお金を借りたというものであります。

5番目ですが、17年5月に、他人になりすまして政令市の区の間を転出・転入しまして、国民健康保険証を取得して、印鑑登録を行った。その後、住基カードの交付も受けたということであります。この後どのように使ったかは報道ありませんが、何らかの形でさらに使っているだろうという推測が成り立つというものであります。

6番目ですが、平成17年6月に、駐車場の車の中から健康保険証や運転免許証を盗みまして、その者になりすまして転出・転入をしたものであります。その後、住基カードの交付を受けまして、携帯電話の契約をしたということであります。携帯電話を入手しますと、これを連絡先としまして、新しい事業か何かで詐取することができるというものであります。

あと7番目ですけれども、平成17年11月に、拾った保険証の持ち主になりすまして、その後、郵送請求で転出証明書を取得したということであります。その転出証明書に基づいて偽装転入をし、その後、就労の年齢を偽る目的で住基カードの交付を受けたというものでございます。この場合、郵送請求ということが若干特異性があるということでございます。

8番目ですが、これは近ごろ特に増えている案件でして、今までは、基本的に本人になりすますというパターンだったわけなのですけれども、17年の本人確認の厳格化通知が出されまして、その後、単純に本人ということではなくて、この場合ですと、18年4月に、一たん路上生活者の健康保険証を借用して、この後、代理人と偽って委任状を作成するというに犯罪の手口がバージョンアップをいたしております。転出を届け出て、さらにその後は、入手した転出証明書をを使いまして、本人になりすまして転入を届け出る。この後は、いつものパターンで、住基カードを取り、クレジットカードを作成し、高級外車を購入した。さらに、携帯電話とかマンション契約にも使用したというふうな事案であります。住基カードの発行の際には、住所地に照会文書を送るのですけれども、本件におきましては、照会文書を受領するため、もともとアパートを借りるなど、にせの住所地等を設定して、かなり手の込んだやり方をしているというものでございます。

9番目ですけれども、18年7月に、消費者金融から融資金をだまし取るために他人になりすましたということであります。被害者の名前を届出書に書くなどして転出・転入を

いたしまして、国民健康保険証を取得して、この後発覚のケースですけれども、子供の健診案内が市から来ないということを不審に思った被害者が市に届け出ることによって発覚したというような事例でございます。

あと10番目ですけれども、18年10月に、これもかなり手の込んだやり口をいたしまして、消費者金融から融資を受けるために、まず一たん自分の小型船舶操縦免許証、通常の運転免許証の船のバージョンですが、この中で名前のところを書きかえまして、一たんその者になりすまして、その者として入るのではなくて、代理人として偽って、住民票の写しの交付請求を委任されたとする委任状をつくりまして、当該代理者になりすまして住民票の写しの交付を受けたというものであります。この犯人は、何回も同じような手口を重ねまして、消費者金融からいろいろなお金を借りていたということでございます。

大きな特徴といたしましては、本人の確認ということにつけ込んでやるパターンと、もう一つは、代理人になりすまして、その際に、もともと委任している者本人の確認がされないというところに着目して、代理人自身であることの身分証明書を見せながらなりすましをするという、大きく2パターンあるということでございます。

以上が虚偽による住民異動等の事案でございます。

続きまして、資料2のほうで、今の制度の関係のご説明をさせていただきます。前回提示した資料のうち、後半部分、届け出の関係の説明をしておりませんでしたので、そちらのほうの説明でございます。

4ページをごらんください。前回資料でございますが、中身が若干バージョンアップをいたしまして、ちょっと読みやすくしてございます。IIのところ、届出の際の本人確認についてということで、住民基本台帳制度と戸籍制度はどのように対照になっているのかということでございます。

まず住民基本台帳制度ですが、対象となる届出としまして、転出届、転入届、転居届、世帯変更届というものがございます。これに対しまして戸籍制度のほうは、特に今回の見直しの関係で対象になっているものとしていたしましては、婚姻、協議離婚、養子縁組、協議離縁、認知という届出でございます。

それぞれの届出の性質でございますが、住民基本台帳のほうは、転出とか転入とか、実際に住所が動いたという事実関係に基づきまして届け出るという仕組みになってございます。このような事実関係でございますので、逆に法律のほうでは届け出ることを義務づけるというやり方で確実に届出してもらおうという仕組みにしているというものでございます。

これに対しまして戸籍のほうは、今回見直しの対象にしておりますのは、届出によって、届出の対象である身分関係の発生・変更・消滅の効果が生じるものということで、いわゆる創設的な届出であるということでございます。逆に言いますと、届出がない限りはそういう変化が生じませんので、届出自体は任意である。任意ですけれども、一回出せば、それによって効果が生じるという性格があるということでございます。

このような基本的な性格に基づきまして若干違いが生じますのは、次のところでございますが、住民基本台帳法のほうでは、本人と世帯主、そのほかに法定代理人とか任意代理人、また使者というものが認められるという解釈になります。これに対しまして戸籍制度のほうは、基本的には本人もしくは一種の使者、手足として機能する使者のみということで、意思能力がある限り、法定代理人による届出は認められないし、基本的に任意代理人によるものも認められないという違いが生じるということでございます。

あと、具体的な審査体系でございますが、市町村長は、届出があったときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査しなければならないというのが住民基本台帳法に書いてございますが、戸籍のほうは、逆に言うところある意味当たり前だということで、特段の規定は設けていないということでございます。

その他、本人確認規定につきましては、それぞれ対象となる通知を発出してございまして、中身のほうでございますが、例えば住民基本台帳制度ですと、窓口における確認としましては、住基カードとかパスポート、運転免許証のような写真つきの官公署発行物もしくは相当と認める書類を提示させることによってこれを確認するという仕組みにしている。また、そのようなものがない場合につきましては、口頭で質問することによって補う。または、証明書等の提示があった場合でも、必要があると認める場合については質問等を行って確認をしていくという仕組みをとっているということでございます。このあたりの仕組みは若干違いがございますが、基本的に戸籍制度のほうも、一定の書類を出させて、それに応じて本人確認をしていくというところは共通でございます。

また、郵送のほうでございますが、住民基本台帳法のほうは、本来的に郵送というのはあまり適当ではない。特に転出の場合につきましては事前届出になっておりますので、そういう面で郵送による届出は適当ではないのですが、やむを得ず受理する場合につきましては、基本的に窓口における確認と、これに該当する本人確認書類の写しを同封させるという取り扱いをしているということでございます。戸籍のほうは、郵送の場合、本人確認ができないので、届出があった場合、行政側から通知、お手紙を发出するというところで確認

を行っているということでございます。

その後の代理人・使者につきましても、窓口における届出に準じまして、本人確認を行うということでございます。この場合、代理人・使者の確認を行っているというのがベースでございます。その点につきましては戸籍のほうも基本的には同じだということで、使者の場合につきましても、届出人と同様の確認を行う。ただし、この後は、使者を本人確認対象外としても差し支えないのだけれども、その場合につきましても、郵送と同じような形としまして、受理した旨を通知するという対応している面があるということでございます。

その他、本人確認書類等による確認が十分できなかった場合につきましても、お手紙の確認通知を出すという点については、同様でございます。

あと、6ページですが、その他、除票の説明が若干残っていましたので申しますと、除票などにつきましても、何人でも請求ができて、ただし、不当な目的による場合はこれを拒むことができるという点においては、基本的には、住民票のほうは住民票の写し本体と同じ扱いになっている。戸籍のほうは、除かれた戸籍に搭載されている者については、かなり厳格に運用しまして、ほんとうに正当な場合のみ請求できるという体系にしているものでございます。

また、罰則につきましてもちょっと違いがあるということで、これについては、今、法務省のほうで、刑罰化するかどうかとか、広い範囲で検討を行っているという状況でございます。

以上でございます。

**【堀部座長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました資料1・2につきましても、ご質問やご意見をお出しいただきたいと思います。

この本人になりすますのは、外国でもしよっちゅう問題になっていまして、アイデンティティー・フロードとかアイデンティティー・セフトという言い方をしたり、今、OECDのワーキング・パーティー・オン・インフォメーション・セキュリティ・アンド・プライバシーというところに関係しているのですけれども、そこなどでも、アイデンティティー・マネジメントというのをどうするのかという議論をしたりしていまして、世界的に大きな問題になっています。報道されたものを出していただいておりますが、いろいろな形で問題になるところではないかと思っております。先ほど、望月理事官から説明がありましたよ

うに、既に本人確認を厳格に行うようにしていて、それ以降でも起こっているわけですね、これを見ますと。

【望月理事官】 特に最近目立ちますのは、代理人もしくは使者を介在する形にしまして、委任状もあわせて不正につくりまして、一たん信じ込ませるというふうな手口が、ちょっと新手のものなのかなど。件数としてはここに表記してあるのは少ないですけれども、実はこれは組織犯罪で行われているものですので、深く調べれば、類似犯というのが多発する可能性はあるんだというふうに思われるということでございます。

【堀部座長】 いかがでしょうか。

どうぞ。

【角委員】 今の、代理人による届出に関連してですけれども、代理人ですと届け出てこられた場合に、代理人がだれかは、免許証とか何かでわかるのですけれども、委任状がほんとうかどうかというのは、確認のしようがないということでしょうか。

【望月理事官】 まず、委任状に書かれているだれのだれべえさんからだれのだれべえさんへという、そこは確認をするということです。あと、中身がほんとうに本人が書かれたものかどうかというのは、本来的には、疑わしければ、例えば電話をかけるなりで調査はできるとは思うのですけれども、なかなか窓口ですべてに対応はできませんので、そういう面でかなり難しい面があるのだろうということでございます。幹事のほうでそこはご意見ございますか。

【堀部座長】 現場でどうですか。

【大井幹事】 委任状で来るケースはやはりあるのですけれども、書式が整っていると、これは違うでしょうという言い方はなかなかできないのです。まず、書いてある対象となる人の名前、これは住民基本台帳で確認ができます。委任状を委任された人の確認も、本人確認書類で確認することができますけれども、そこどまりなのです。書いてある内容が違ふとかいうものがあれば、これは違うでしょうということになるのですけれども、ただ、例えば電話の確認という話になりましても、電話番号は私たちはわからないケースが多いわけです、登録事項じゃないですから。住民基本台帳のほうに電話番号が入っていれば別ですけれども、そうじゃないと、最近の携帯なんていったら、もう土台わからないですから、メモしておくぐらいのことはできますけれども。その程度のところなので、実際に委任状を出されると現場としては、違うでしょうとも言えないですし、非常に難しいところがあると思います。

【堀部座長】 後藤幹事、よろしいですか。

【後藤幹事】 はい、結構でございます。

【望月理事官】 今回我々、ほかに何かないかなということで、代理人ご本人ではなくて、もともとの届出義務者、まさに依頼した側のほうについても、何らかのものがなくどうかということをごちゃと調べてみたのですけれども、そのあたり、現場で現にやっているということはございますか。

【大井幹事】 例えばこれは住民票ではないですけれども、印鑑登録の際に、ご本人に来ていただく。来られなかった場合について、代理人が来るという可能性があるわけです。まず照会書を郵送で送ります。回答書というのを書いて、私のところに郵便物が届きました、代理の者に頼むからというので持ってきたときには、その本人の本人確認できる書類をコピーでつけてくださいというようなやり方はしていますけれども、そのときは事前に手続をしますので、その際に話ができるのです。照会書を送りますので、代理人の方が来るときには委任状プラス本人確認のできるものをつけてくださいという話是可以ので、まだ大きなトラブルはないのですけれども、それも一緒につけろというのを義務づけちゃうとなると、これもまた非常に難しいでしょうし、また、幹事会の中で印鑑登録証明書をつけろというような話が出てきたところではあるのですけれども、ただ、印鑑登録してあれば別に問題ないですけれども、ない人については、じゃ、それを1段階やって、転出するのにその上で届出をして代理人がやるとなれば、照会書を持ってきてというようなことになりますので、それもどうかというようにところで、決定的なところが見つからないというのが実情なのですけれども。

【後藤幹事】 よろしいですか。委任状に関して申し上げますと、特に今回議論になっております住民の異動届等でいいますと、いわゆる同一世帯ではないのだけれども、家族関係にあるというような方が代理人で来られる、そういうときの委任状というのが、徹底がされてないということもあって、お持ちにならないケースがしばしばございます。そういうことを窓口でお願いして、ご提出をお願いするということなのですが、中には不自然な、といいますのは、具体的にいいますと、非常に短時間で再び委任状を持ってこられるというようなことがないわけではございません。これもやはり、今、大井課長さんがおっしゃいましたように、形式がある程度整っておりますと、我々窓口の側ではなかなか否認をしづらいというところも事実上としてございます。

【堀部座長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、議題（２）に入らせていただきたいと思います。

これまでの議論を含めまして、論点全般につきまして、住民票の写しの交付制度等の見直しについて、全体の方向性ということで議論したいと思います。まず初めに、望月理事官から説明をお願いいたします。

【望月理事官】 続きます、資料３以降でございます。順次説明を申し上げたいと思います。

まず、資料３ですが、前回のヒアリングの概要を、その後、発表していただきました団体と調整しまして、中身をまとめたものでございます。

日本行政書士連合会のほうからは、書かれているとおりでございまして、写しの交付請求の事由を明らかにさせる程度につきましては、依頼者名まで明らかにしてもいいのだというのが１点。また、本人確認の際に、やり方としまして、徽章の着用とか行政書士証票または会員証などを提示するやり方でやっていたり、郵送の場合、その写しを同封させるというふうなやり方で対応していくということが書かれてございます。一方で、交付請求書の開示につきましては、しなければならない特段の規定を設けるといふこと、特に法律でそういうことをするということについて特に支持はできないというご意見であったということでございます。

２枚目、大阪府でございます。大阪府のほうは、不正事案が非常に発生しているということで、改正要望を出させていただいたということでもあります。１つは、原則公開ということを見直してほしい。交付請求できる者の範囲とか、交付請求事由というのを真に必要と考えられる範囲に限定してくれ。また、行政書士等の有資格者に対しましても交付請求事由を明らかにさせてくれということ。また、罰則の強化、この場合は刑事罰を設けるなど何らかの強化をお願いしたいということ。あとは、交付請求者の情報開示の制度を設けたらどうかというご提案でありました。

その後、日本弁護士連合会でございますが、まず、請求事由として、全体としてある程度まで明らかにするという点については特に異論がないわけなのですが、使用目的と提出先を明らかにさせるというところまででいいのではないかと。依頼者の氏名などの詳細を明らかにさせるということはいかかなものかというふうなご意見であります。また、戸籍の附票につきましても、特に請求に支障を生じるような制度とはしないでくれということでございます。あと、必要以上に制限されるということで、司法手続全体に及ぼすデメリットも注目すべきであるということ、例えば、最終的に住所等の確認ができないといった

場合について、今度は裁判に訴えたいというときに、相手の住所が確認できない。それをどのような手続でやっていくのか、非常に煩瑣であるということについて、全体としてそういうふうなデメリットも考えてくれということでございます。結局、住民票の窓口で仮に交付しないとした場合、今度は裁判所の側で事務負担が増えるという関係になっているということでございます。

あと、住民票の写しの交付に対する意見ということで、基本的に戸籍制度の見直しと同じ方向でやってほしいということでございます。

以上、3団体それぞれのご意見でございます。

次に、資料4のほうでございまして、これは前回、宇賀座長代理のほうから、閲覧制度改正のポイントで特に大きな違いがあるところを説明しなさいということで、取りそろえた資料でございます。

まず、個人情報に対する意識の高まり等に的確に対応するため、それまでの、何人でも閲覧を請求できるという閲覧制度を一たん廃止しまして、その後、法の目的に即して、閲覧できる主体と目的を限定する。また、閲覧の手続等についても整備するということで、個人情報保護に十分留意した制度として再構築するということが、基本的にパラダイム転換を図ったというのが前回の閲覧の改正のキーであります。

その後、具体的なポイントといたしましては、改正前は、何人でも閲覧請求できていたものを、改正後につきましては、国または地方公共団体の機関というパターンと、個人または法人による請求のパターンという大きく2つに分けてそれぞれ対応することにしたということでありまして、その際、閲覧の場合に特徴的なのは、本人とか同一世帯員の場合につきましては、住民票の写しで対応できるので、閲覧のほうでは特別扱いはしないという決断を1つしていることと、あと、弁護士等の職務上請求についても特別の扱いを設けていないという決断をしているということでございます。

2番目の、請求・申出ができる場合ということで、従前、不当な目的によることが明らかとなるときとか、不当な目的に使用されるおそれがあること、その他、相当な理由がある場合につきましては、請求を拒むことができるというふうに、いわゆるネガリストの形で書いてあったわけでございます。それに対しまして、パラダイム転換後は、特に国・地方公共団体の場合は、法令で定める事務の遂行上必要なのだということが証明された場合について出すようにしたという点、また、個人または法人による請求につきましては、一定の公益性が高いものに対して認めていこうということで、統計調査などのパターンが1つと、

あとは公共的団体が地元の住民の福祉の向上に寄与する活動でやる場合で、特に公益性が高いと認められるもの、これらのものなどにつきまして限定的に認めていくという方向にしたということでございます。

以上、基本的な考え方を変えたおかげで、その後、具体的に何を明らかにするのだというところも整備を図りまして、請求できる者を、例えば国・機関の場合につきましては、個人が請求するというのではなくて、例えば機関が請求するという形に変えた上で、実際に閲覧に来る人の職名、氏名というものを別途明らかにするという体系をとったということ、また、個人または法人につきまして、それぞれ申出者という概念と、閲覧をする者の概念をとりまして、それぞれ氏名、住所というようなもので特定を図っていくということ。また、閲覧の利用目的というものをしっかりと書かせるという形に変えたということでございます。基本的に、何人でもというのをまずやめてしまう。特に相当だ、一定の理由があるといった場合について限定的に認めるという基本的なところで変化したというのが前回の改正の大きなポイントであるということが言えるのかと思っております。

以上、閲覧制度の改正のポイントでございます。

続きまして、資料5のほうでして、こちらのほうは、戸籍法の改正がどのようになっているのかということでございます。まず、資料5と書かれた1枚のポンチ絵でございますが、これは前回お示ししたものでございます。全体といたしまして、謄抄本につきまして、交付請求の事由をいくつかのパターンで分けまして、限定列举型に変えていっている点、また、本人確認等をその際に行おうということ。また、右側のほうですけれども、届出人の本人確認というものを特に厳格に行っていくというふうな改正素案が行われているというご報告でございます。

済みません、ちょっと長くなりますが、この後でございます、資料6ということで、これまで委員の皆様にご議論いただきました点を勘案しながら、見直しの議論のポイントという形でまとめさせていただきました。

まず1番目ですけれども、住民票の写しの交付請求についてでございます。1番目の、交付請求できる場合ということで、①としまして、ここの最初の考え方は、閲覧の改正と基本的には同じでございますけれども、情報通信技術の著しい発達等によりまして、社会経済情勢が変化する、それに伴いまして個人情報保護に対する意識の高まりというのがありますので、何人でも請求することができるという現行制度を抜本的に見直すということ。一定の要件に該当する場合のみ請求できることとするということでございます。これらの基

本的な、パラダイム転換的な形を踏襲する形にしまして、その場合、閲覧の改正の考え方とか、一方で写しの利用の実態とか、戸籍制度の議論等を踏まえまして、次のような場合に限って交付を認めるということはどうだろうかということでございます。アが本人請求でありまして、記載されている者本人と、その同一世帯に属する者に係る住民票を請求する場合。2番目としまして、公用請求のパターンでして、国・地方公共団体の機関が法令に定める事務を遂行するために必要であるということを一明らかにした場合に認めるというもの。ウが、第三者請求といたしまして、これは戸籍のほうとパラレルの形になっておりますけれども、権利を行使し、または義務を履行するために必要がある場合。国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合、その他住民票の記載事項を確認することにつき正当な理由がある場合のいずれかの場合であって、これを明らかにするといった場合でございます。

②のところになります。まずこのうちのア、本人請求につきましては、基本的には請求事由は明らかにしなくてもいいだろうと。これはこれまでもそのような取り扱いをいたしておりますし、また、利用実態でも、一般的にこういう場合はお互いによく知っているということもあって、基本的には信じていいだろうということでございます。ただ、これもまた現行制度のお話で、ある意味住民票の世界に固有の話ですが、ドメスティック・バイオレンスなどの場合につきましては、たとえ身内、同一世帯の者による請求であっても、請求事由を明らかにさせた上で、交付を拒否するという取り扱いをしておりますので、このような取り扱いは今後とも必要なだろうということで、例外的に請求事由を明らかにするというパターンを認めようということでございます。

③は、イの公用請求でございますが、これは、現行法では、改正点としまして、職員による職務上の請求ということで、職員個人が請求しているという形態をとっておりますけれども、職務遂行上ということですので、基本的には機関請求をしていく方向が1つあるだろう、これは閲覧と同様であるということでもあります。一番の大きなところは、今、請求事由というのを明らかにしなくていいのだけれども、今後、原則として請求事由を明らかにするという方向で対応をしようということでございます。

この後にただし書きがついてございますが、これは閲覧の場合と同じでございます、その請求事由を明らかにした場合、例えば犯罪捜査など非常に密行性が高いというものがございまして、これについてはもともと関係者の名誉とかプライバシーに配慮する必要があるという場合もありますので、そういったものについては、請求事由を明らかにすると、

そもそも職務が遂行できない、支障が生じるということがあり得るものですから、その場合は、請求事由を明らかにするまでは要さないだろう。ただし、何で請求事由を明らかにできないのかという理由は明らかにしてもらいたいだろうということでございます。閲覧の場合と同様に、写しにおいても似たようなものとして認めていこうということでございます。

あと④でございますが、第三者請求でございます。現行では、請求事由を明らかにした上で、不当な目的によることが明らかなものでなければ交付が認められる。ネガリストです。今後は、まさに一定の場合について認めるという体系に変えまして、自己の権利を行使または義務を履行するために必要がある場合、国または地方公共団体の機関に提出する必要がある場合、その他、住民票の記載事項を確認することにつき正当な理由がある場合、まずそれを請求する際に明らかにしてもらい必要があるだろう。これは一種、举证責任の転換でして、相手方にまず明らかにしてもらいたいということでございます。そして、これらの請求事由に基づきまして、今度は市町村側であります、特定の住民に係る居住関係について確認することについて、相当な理由があると考えた場合につきましては、住民基本台帳制度の目的の範囲内ということで、住民票の写しの交付を認めるということはどうだろうかというものでございます。

以上の点を閲覧検討会の報告書でも一部触れておりまして、特に本人以外の第三者が住民票の写しを取得する主な場合について、住民の居住関係を確認することの正当な理由が何なのだとということで、次のように整理されてございます。この整理をした際は、個人情報保護法などの考え方をベースに整理をしているということでございます。

1番目ですが、本人の代理として取得する場合、これは明らかに本人に利益があるときなので、個人情報保護の観点から見てもいいんじゃないかということでございます。

2番目が債権者ということで、債権回収のために特に必要があるといった場合でございます。この際は、当然のごとく、相手との間で債権債務関係があるということを確認するのは当たり前といたしまして、そういった場合につきまして何で第三者の情報を出せるのだということなのですけれども、その場合の考え方は、本来であれば、まさに相手方から取得する、新しい住所を教えてくださいということでもいいのだけれど、それが困難な場合、要するに夜逃げされてしまったとか、どこかへ行ってしまった、逆に言うと、その相手から情報をもらうことは期待できないわけですので、一方で財産を保全するという目的のもとでは、これを担保しようという考え方でいいのだろうということでございます。これも

財産等がある程度確保しながら、どうしても困難な場合について認めていこうという個人情報保護法の例外類型の1つという概念でございます。

あとは、相続手続とか訴訟手続など法令に基づく必要書類として取得する必要がある場合についても、法令上必要であるということで、これは仕方がないんじゃないか。

また、弁護士等が法令に基づく職務上の必要からみずからの権限として取得する場合、これは代理ということではなくて、法令上、みずからの権限として取得するという場合がありますので、それについてはいいんじゃないかということでございます。

あとは、特殊法人等が公共用地の取得のために必要とする場合で、これも法令上必要な場合であるという整理をいたしております。

以上が、前回の整理を踏襲した上で、今回も特定の住民に係る居住関係を確認するところの正当性、相当性をどのように見ていくかということのパーツでございます。

この後、⑤といたしまして、戸籍のほうで1つの類型としていろいろ議論されておりますが、これについて、現在は、原則として請求事由を明らかにしなくてもいいとされてございますけれども、今後は、第三者請求といたしまして、まずは原則として請求事由を明らかにする必要があるのではないかと一たん考えたい。ただその場合に、どこまで詳しく請求事由を書かせるのか、この点については、法制審議会のほうで議論がございまして、その議論の方向を踏まえて検討するというところでどうだろうかということでございます。

あと、3ページでございますが、交付請求の場合の本人確認の手続ということで、まず第1点目でありますけれども、請求の際に住民基本台帳カードとか、これに類する本人確認書類の提示を求めている現行の運用というものをベースに考えようと。その場合に、実効性を期するということから考えれば、運用ということではなくて、法令に明確な根拠を持つ手続という形、省令とかいろいろな形があるかと思いますが、いずれにしろ法令に根拠があるところを大事にしていくのではないだろうかということが1つであります。

2番目のほうは郵送請求でございますけれども、窓口における請求と同程度に本人確認を行うということで、具体的には住基カードもしくはこれに類する本人確認書類の写しを提出してもらい、もしくは原本を同封してもらっても構いませんが、そういうふうな手続を必要にしようということでもあります。

3番目のほうは、代理人・使者による請求であります。代理人と使者本人に係る住民基本台帳カードとかそのような本人確認書類等の提示を求めるということでどうだろうかと

いうこととございます。また、代理人等の確認を一たんいろいろなことを確認するという  
ことで、これは交付の場合どこまでやるかというのはありますが、委任状の提出という  
ことでまずは権限を明らかにしてもらおうということがこの場合は大事ではないか。それでな  
おかつ疑わしい場合は、いろいろなことを聞いていただいて、最終的に決めていくという  
ことになろうかと思えます。逆に言うと、ここで確認し切れなければ、交付はされない  
ということになるということとございます。

※書きでございますが、逆に、委任状等の添付ということで、例えば同一世帯の者が来  
た場合はどうなんだということですが、これはもともと本人等請求のカテゴリーに  
入りますので、そもそも委任状の提出は要らないということになります。

あと、3番目のその他といたしまして、交付請求書の開示につきましては、法制審議会  
等の議論と同様に、住民票のほうでも各市町村の個人情報保護条例等で対応するとい  
うことで、住基法上の特段の規定は設けないということはどうだろうか。その考え方であり  
ますが、戸籍法のほうでは、戸籍謄抄本の交付請求書についてのみ情報公開とか個人情報保  
護に関する法制の例外規定というものをいわば法律で一律に設けるということにつしまし  
ては、現時点では時期尚早だろうという意見。要するに、両方の意見があって、一方に決  
め切るまでにまだ熟していない。一律な法規制にはまだ達していないだろうということ  
で、各団体ごとの実情に応じて対応してもらおうということですので、その考え方自体は住  
民票のほうでも同じなのではないかということとございます。

あと、②であります。これはまた別なカテゴリーでして、いわゆる特別請求です。戸  
籍とか続柄等の表示についてどのようにするんだという点。これについて、従前どおり特  
別請求があった場合には交付するということなのですが、第三者請求につきましては、今  
回そもそもパラダイム転換をしまして、もともとの何人請求というのをやめまして、市町  
村長が相当な理由があると認めた場合に初めて交付をするということですので、その際に、  
相当の中で、ではどこまでの情報を出していくんだということにつきましても、これは今  
まで運用上一生懸命やっていますが、法制上も必要な範囲で出すのだということも明ら  
かにしていったらどうだろうかということとございます。要らないものとしての戸籍等が  
流出する、交付されるということはなくしていこうということとございます。

以上が写しの交付のほうの話であります。

4ページのほうは、届出の際の本人確認の規定であります。これは先ほどの不正事案を  
ベースにいたしまして、特にすべての情報が大きく動くという中で、特に厳格な手続が要

るのだろうということで、このような手続を考えております。

1 番目であります。転出届、転入届における本人確認等の手続につきまして、届出義務者もしくは世帯主の場合については、届出の際に住基カードとか本人確認書類の提示を求めるといような現行運用をベースに考えようということでもあります。その際に、実効性を期するという観点から、法令に根拠を持つ手続とするという点。

あと2番目ですが、最近ちょっと増えているということで、代理人・使者についてどうするかということでもあります。この場合、届出義務者による届出の場合と同様に、まずは代理人・使者本人に係る本人確認を実施する。ここによって、だれが実際にとりに来たのかということを押さえまして、仮にこのような人たちがなりすましていた場合については、公正証書原本不実記載などの罪状になるかどうかとか、そういう際の基礎資料ともなるということで、基本的な資料として押さえておこうということでございます。

3番目でありますけれども、本人確認以外の、まず、もともとの届出義務者との関係で、代理人・使者につきましては、義務者からの指定の事実を確認するため、まず原則として委任状の提出もしくはこれに類する方法でその権限を明らかにするということでございます。この場合、委任状の提出などがどうしてもない場合につきまして、例えば行政側で聴聞、電話などでいろいろなことを聞いて確認できる場合もございますので、そういった場合も含めまして、まず一たんはそういうことで確認をすることを原則としよう。その後にはただし書きであります。同一世帯員とか法定代理人が届出の場合に結構あるわけなので、すけれども、これにつきましては、実態を踏まえまして、一般的に、あなた行ってきてという指定の事実があるのだろうということを一たん考えまして、これは逆に特段の事情のない限りは、この場合については、委任状の提示等についてはこだわる必要はないのだろうというふうな考え方をしたい。特段の事情ありといった場合の対応策といたしましては、法34条の中で、市町村長にもともと調査権限が付与されておりますので、その発動として一定のことを調査していけばいいのだろうということでもあります。

この中でちょっと悩みましたのは、同一世帯員とか法定代理人以外のご親族、あとは近所に住んでいる親御さんとか、もしくは本人と同居なのだけれども世帯が別だという、いわゆる二世帯同居型の場合もいろいろなことがあるのだろう。そのときに、個々、幹事会で議論しましたが、田舎などは多分こういうところも委任状は要らないはずだ、みんな顔なじみだ、だからこういうところについてこだわる必要がないという意見と、都会の場合は、相続などをねらって孫が不正に届出をするケースが考えられ得る、そういう点につ

いてはある程度しっかり確認する必要があるという意見もございましたので、そういうところは、要するに同一世帯員と同様の取り扱いをするかどうかというところを市町村長の判断でやっていただくのが、そういう地域の実情を反映するという点でいいのではないかとということでございます。

以上、全体として委任状等はまず求めるのだけれども、例外として一定のカテゴリーを設けて、その場合に拡張類型として親族などを扱うという考え方を提示したいということでもあります。

この後、4番目ですが、特に、転出届を何とか押さえたいと思っております、一番最初の不良事案でも明らかなように、最初、転出から不正が始まるのです。そうすると、その後の転入とか住基カードなどの不正が押さえられませんので、特に転出届についてしっかりとチェックをしていこう。その際に、その考え方でありませけれども、居住関係を根こそぎ移すということが非常に大事だという点と、あと、実際の制度といたしましては、転出証明書が交付されますので、そういう面で基本4情報以外の情報もすべて基本的に見れる状態になってしまう、そこはしっかり押さえようということでもあります。その際には、委任状そのものが若干危ないケースがございますので、特に任意代理人の場合、届出義務者本人に係る本人確認書類の提示ということで押さえたいければどうだろうか。非常に大事な届出ですので、これは現場で手間が発生するのは明らかなのですが、そこはしっかりと押さえたいということでございます。

⑤といたしまして、以上の①から④に基づく本人確認書類もしくは委任状等の提示がない場合につきましては、現行でもありますが、34条の調査というものを発動するという形で押さえたい。その具体的な発露といたしまして、旧住所地に対する通知という形で対応をしていくのではないかとということでございます。

あと、5番目ですが、その他ということで、戸籍の附票の写しの取り扱いでございます。こちらのほうは、1番目としまして、戸籍の附票の交付の取り扱いにつきましては、原則として住民票の写し等の交付の取り扱いに準じることとしてはどうだろうかという点であります。この場合に、住民票の写し等の交付の取り扱いに準じるという点は、当然、今回は改正されたものですので、第三者につきましては一定の事由を明らかにしてもらった上で、相当だという判断をした上で交付をするということでございます。その場合、一定の読みかえが必要ですので、住民票の場合は、同一世帯の者は本人と同じ扱いにしますが、戸籍の附票の場合は、むしろ謄抄本と同様に、配偶者、直系尊属・卑属というカテゴリー

を本人と同じというカテゴリーで扱おうということでございます。また、附票の写しにつきましては、住民票の写しそのものに基本的に準じる扱いでいいのではないかとということであります。

あと、2番目の罰則につきましては、現行は、過料の金額そのものは戸籍よりも上回っておりますが、戸籍法のほうで刑罰化とかいろいろなことを視野に入れながら対応されておりますので、今後、事務ベースで連絡をとりながら、基本的にはバランスを踏まえて対応するという方向性でどうだろうかということでございます。

以上でございます。

**【堀部座長】** どうもありがとうございました。

法制審議会の戸籍法部会で審議されている概要などにも触れながら、説明していただきました。ここで検討しなければなりませんのは、この資料6の住民票の写しの交付制度等の見直しの議論のポイントということになりますが、きょうはこれを中心にご意見をお出しいただきたいと思います。

ただいま望月理事官から説明がありましたように、こうするのが適当ではないかとか、こうしてはどうかとか、いろいろな形で一応疑問形では書かれていますが、1つの方向性が出ている内容ですので、最初から少しずつご意見を伺っていきたいと思います。特に意見のないところは飛ばして次にとということになりますが、まず、大きく3つに分かれているうちの、Iの住民票の写しの交付請求についてのうちの、1、交付請求できる場合等、ここに5つの場合、①から⑤まで挙がっていますが、このあたりについていかがでしょうか。何か質問等あれば、適宜お出しいただきたいと思います。

**【角委員】** 資料6の交付請求できる場合等の②でございまして、いわゆるドメスティック・バイオレンスの加害者による請求等については云々とありますけれども、ここに、このような場合には例外的に請求事由を明らかにすることとする必要があるのではないかとありますけれども、現行がどうなっているか、前に教えていただいたのですけれども、ちょっと忘れてしまったので教えていただきたいのと、では、いわゆる法制度として仕組む場合に、何かアイデアを持っていたら教えていただければと思います。

**【望月理事官】** まず、現行制度はどうかということなのですが、基本的なコンセプトは、ここは現行制度と変えないと。したがって、今も、これは法律の書き方ですが、基本的には請求事由を明らかにするのだけれども、省令で定めるときは明らかにしなくていいと書いてあります。そのときに、本人による請求とか同一世帯人による請求は明

らかにしなくていいと書いてあるのですが、ただし書きで抜いてありまして、ドメスティック・バイオレンスなどの一定のおそれがある場合については除くと書いてあるのです。ですので、結果といたしましては、こういう場合はもとの規定、請求事由を明らかにする必要があるという点が生きまして、請求事由を明らかにしてもらおうということになってございます。これは今、省令の世界で処理をいたしておりますが、今回、それを省令で書くか、もしくは法律本体で加重的に一定の者につきまして、例えばドメスティック・バイオレンスの加害者に係る請求については請求事由を明らかにしてもらおう、これは市町村側からお願いするというか、要求するという形が組めるかどうか、そんなことを一応考えておるということでございます。

【門山審議官】 条文は？

【望月理事官】 条文は、住民票省令と言われているものでありまして、お手元の住基六法でいいますと、181ページです。ここの第3条というのがございまして、これで、もともとの法律では請求事由を明らかにするのだけれども、省令に書く場合は明らかにしなくていいとなっている具体的な中身が第3条で書かれてございます。それで、第1号で、住民票に記載されている者と同一世帯の場合については逆にそれを明らかにしなくていいという読み方になっておるわけなのですが、そもそもの柱書きの中で、第3条の3行目からですが、括弧して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律云々のおそれがあるものに係る請求である場合等、市町村長が法第11条3項または第12条5項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合を除くと書いてありまして、柱書きで除かれておりますので、この場合は請求事由を明らかにしなくちゃならんというところにストレートに入ってくるという扱いになっているということでございます。非常に複雑で恐縮なのですが、以上でございます。

【角委員】 済みません、それはわかるのですけれども、そういう人をどうスクリーニングするかというのがちょっとわからないので。

【望月理事官】 これはもちろん現場ですけれども、一種の判定会議みたいなものがありまして、これはドメスティック・バイオレンスの被害者だというのがありましたら、それが関係市町村のほうに通知が来る、本人から届け出てもらう仕組みができております。届け出てもらった場合は、それは今、住民基本台帳のほうはほとんど電算化が済んでいますので、住民票にフラグを立てておきまして、その人の交付請求の場合は、画面に、この人はドメスティック・バイオレンス関係者だということが表示される、赤くなるのか点滅

するのかはありますけれども、そういう形で特にわかるようになっているという仕組みで対応するという形です。幹事はそれでよろしいですね。

【堀部座長】 これは市町村課で以前にドメスティック・バイオレンスのときの閲覧等についてどうするかという議論をして、すでに対応しています。警察などにドメスティック・バイオレンスの被害者だと届け出ておきますと、そこから各市町村に連絡があつてということで……。では、大井幹事。

【大井幹事】 形としては、被害を受けている人が、警察とかいろいろな相談機関に行って、申出書というところに相談を受けているよという確認の判こをもらっているのです。それをもって自治体に行きます。そうすると、住民票とか戸籍の附票といったものについては交付制限をかけてくださいというお話が来ますので、そうすると、先ほどお話が出たようにフラグを立てて、できないようにするという形になっています。

【堀部座長】 というふうに実際にやっているのですね。これは、ドメスティック・バイオレンスとかストーカーについては問題が提起されていろいろ検討した結果でもありません。よろしいですか。そういうことでここに出ているということですね。

【角委員】 私がご質問申し上げた趣旨は、もちろんこれはもっともですけれども、より実効性のある制度という、まさにどういうふうにスクリーニングするのかなというのは、やはりご本人が手を挙げていただかないとなかなか難しいという意味では、ちょっとこの話とは違いますけれども、やはり周知とか広報活動を何かして、私はこのあたりは専門家でも何でもないのですけれども、どうしても中にこもっちゃうということをよく聞きますので。ですから、この議論とは直接関係ないのですけれども。

【堀部座長】 この部分をよりよく理解してどうするかということにもなりますので、あるいは大井幹事とか後藤幹事のほうでいかがでしょうか。

【大井幹事】 最近、この手の相談が結構多いのです。警察まで行ってくださいと言うと、そうするとDVだとかストーカーには当たらないような事例というのも結構あります。そうした場合に、この制度に乗らないので、各自治体で独自に規制をかけるような、警察まで行かなくても、そういう申し出に基づいてやりますよというようなものをつくっていると結構多いです。実際のDVの制度に基づいて来るのも、うちは自治体の規模は小さいですけれども、戸籍が18万戸籍、それから戸籍の附票関係の申し出で週に二、三件来るんじゃないですか、最近。結構多いですね。

【後藤幹事】 はい、そうですね。

【堀部座長】 三鷹市はどうなんですか。

【後藤幹事】 最近は三鷹市は5万少々でございますので、千代田区さんのほうが大分多いわけですが、つけ加えて申し上げますと、そういう意味で、PRというのは大変大事だというふうに現場のほうでも認識をしております、例えば市でいいますと、保育園などでそういうきっかけをつかむことがありますので、できるだけいろいろな手段を使ってPRをしていくということについては、心がけております。

ただ、1点、あえて議論を拡大するために申し上げますけれども、特にストーカー絡みでいいますと、実際にストーカーの被害に遭っているかどうかの判断というのは、これがまた自治体でしづらい場合もあつたりしまして、中には債権者から逃れるためにそういう形で申し立てをするような事例が過去、現に私どもも受けたことがございましたので、このあたりはなかなか基礎自治体レベルで、ほんとうの実態がどうなのかということ把握する上で困難を感じる場合もございます。

【堀部座長】 いかがでしょうか、ほかに。

どうぞ、前田委員。

【前田委員】 資料6の1ページから3ページまでのところだったと思うのですが、既に住民基本台帳については、閲覧については、先ほど来ご説明がありましたように、原則だれでもいいよというのから、原則だめよというふうに変えて、もう整理をして、法改正も終わって、実際に施行もされています。ところが、同じ住民基本台帳の中でも住民票の写しについては、まだ何人も交付請求ができるという法文になっています。ただ、これは、市町村役場へ行くとわかると思いますが、住民票の写しと戸籍というのは大体同じようなところで扱っていますので、戸籍の見直しに時期的に合わせてこちらに制限をかけるというのは合理的だと思ひまして、その中でどういうふうにかけるかということについては、既に住民基本台帳の閲覧制度について考え方をまとめて、法律を改正していますので、基本的には、ここに書いてありますように、その流れを踏んで取り扱いをするというのは合理的な考えだというように思います。

【堀部座長】 資料4で、閲覧制度の改正のポイントということで簡単に説明をしていただきましたし、先ほどの住民基本台帳法でいきますと、この段階ではまだ施行されていませんでしたが、今月、11月1日に施行されました。これは資料の24ページの四角の中に、平成18年6月15日法律第74号未施行となっていますが、これは11月1日に施行されたもので、昨年検討しまして、こういう改正になりました。ですから、今、前田

委員が言われるのは、こちらも変わりましたので、それに合わせる、窓口も同じところで対応しているということなので、そういうことではないかというご指摘であります。

そうしますと、交付請求できる場合等は、ここに出ているようなことでよろしいかどうか。まず、2ページの④のところの参考として閲覧検討会と出ていますが、昨年やりました閲覧についての検討会の報告書に出ているものを参考として掲げていますけれども、このあたりについて、よろしいでしょうか。何かほかにありますでしょうか。今のところは、1の交付請求できる場合等にとりあえず絞って、1ページ、2ページということになります。

それでは、一通り全体を見まして、また前のほうに戻っていただいても結構ですので、次に、3ページの2の本人確認等ということで、ここで①から③まで挙がっていますが、これについてはいかがでしょうか。

特に、法令上明確な根拠を持つ手続としてはどうかというところなども、今回の重要なポイントになるかと思えますけれども。

千代田区とか三鷹市などですと、お互いに住民と顔を知らない人が多いと思うのですが、やはりかなり厳格にやらないと、本人確認でいろいろな問題が起こり得るのでしょうかね。

**【後藤幹事】** おっしゃるとおり、現在は、本人確認については、三鷹の場合には要綱を定めまして、それに基づいて実施をしているところでありますが、今その中で、できる限り厳格に確認ができるように、ただ、例えば運転免許証等にしましても100%の方がお持ちだということではございませんので、場合によっては、聴聞等聞き取りで、できるだけ客観的な確認をさせていただくということに努めております。多分、実際には、やはり判断に迷うようなケースがないわけではないということも実態でございます。

**【大井幹事】** 一般的には、本人確認させてくださいねと言うと、好意的なのです。自分の権利というか大切なものを守るという意味で、勝手に変なことされたら困るということで好意的なのですけれども、中には何も持っていないよという人もいるのですね。そうしたときに、じゃ、何を出せばいいんだということでもめるケースも中にはあります。また、意図的に出たくないとか、そういう方も中にはいらっしゃるのです。そうした部分をどうするかというところは出てきますけれども。運転免許証自体が、最近だと偽造のおそれが非常に強いというのを警察自体も言っていますし、最近だと、住基カードも偽造の事例が非常に多く出されているというようなところがありますので、あれはそれこそ、郵便物が

届けば翌日照会書を持ってきて、それで交付というような形になりますので、先ほどの事例にもありましたけれども、郵便物が届くような手当てさえしてしまうとやられてしまうというのがあるかと思います。

【堀部座長】 最近、金融機関に行っても本人確認法に基づいて本人確認を必要としますので、大分なれてきたと思います。

すると、3ページの2についても特に……。

宇賀委員、どうぞ。

【宇賀座長代理】 実務の方の感触をちょっとお伺いしたいのですが、代理の場合、委任状の提出によってその権限を明らかにする必要があるわけですが、その場合における委任をした本人の確認の問題です。資料では、転出届の段階では、そこを厳重にチェックしますよということになっており、確かに、この資料1の事例を見てみると、重大な違法行為は転出届を起点とするという形なので、そこで押さえられれば大丈夫なのかなという気も一方ですのですけれども、その前の、住民票の写しの交付請求の段階でチェックしておかないと危ないと感じるような事案というのは何かあるのでしょうか。それとも、転出届の段階でチェックすれば、一応実務上は足りるということでしょうか。そのあたりいかがでしょう。

【大井幹事】 やはり委任状の場合だと、もうそれでもってチェックのしようがないという部分があるので、そのところはちょっと心配なところはあります。特に戸籍の表示であるとか、そういったものを含めたものの交付という形になってきますと、そこで次の戸籍の謄抄本をとるとか、次につながる可能性がありますので、気がかりなところはありますけれども、現状としては、それでだめだと言うわけになかなかいかないところはつらいところでは。

【宇賀座長代理】 転出届の場合には、届出義務者本人に係る本人確認書類を提示させるという提案になっています。これを住民票の写しの交付の段階でやるというのは、実務上やはりかなり大変なのですか。

【大井幹事】 そうですね、あらかじめ問い合わせをしてくれれば、こういうものを持ってきてくださいというお知らせをできるのですけれども、そこまでしないでぱっと来たときに、何でそこまで必要なんだと。法律にちゃんと明記されれば、また法律上の根拠はこれですということと言えるのでしょうか、なかなかそこまでの規定の仕方ができるかどうか、難しいところがあるかと思いますが。

【望月理事官】 今回、異動届のほうと交付請求のほうで、特に本来のご本人の確認書類を常に求めるかどうかというのは、ちょっと判断に悩んだところがございますが、最終的に、まず届出のほうは、届出を義務づけをするという仕組みになっていまして、届け出てもらったものはできる限り行政側では拒否しないという方向が基本にあるのだろうと。逆に言うと、拒否しないという中では、一生懸命調べるというやり方が最も妥当なのだろうということでお考えしました。写しの場合は、当然、請求された場合に、調べて、一定のところまでやって、それ以外で特に問題があるといった場合は、それはもともと確認できないので拒否できるというのが1点と、今回、特に相当な場合だというのが明らかだという要件をかけますので、その面でも、市町村側で拒否しやすくなることも考えられますので、法律上、一律に本人確認書類までつけろということまでは必要ないのではないかと。逆に、拒否するかどうかという判断は、ある意味では1つの市町村の中で閉じた世界ですので、そこは市町村の判断でどこまでも追求してもらおうということは、一定のものができるのだろうということでもあります。異動届出の場合、2つの市町村間の関係ですので、こっちでいくら頑張っても、こっちでやってないとできないものですから、そういう面も、しっかりとやるという方向で頑張ったということがございます。あと、特に実務上の問題もございます。

【後藤幹事】 では、もう1点だけ申し上げますが、住民基本台帳の写しの場合には、いわゆる転出届等に比べますと、件数的にもけた違いに多うございます。そういうことの中で、今先生がご指摘のような、代理の場合の確認を厳格化することになりますと、やはり一方で実務的に窓口等での混乱が想定されるということも懸念されるところでございます。

【小暮課長】 あと1点つけ加えますと、特にこちらの交付請求関係は、特に戸籍の謄抄本とのバランスが必要だと思っております。戸籍部会でも議論がありましたが、最終的には、そこまでも一律にやらないという方向になっています。それから、現場でも、非常に件数があって、現場での実効性とか困難性を見ると、ちょっとそこまでは、となっております。一方、これから議論していただきます届出関係は、まさに先ほど申しましたように、戸籍の制度と住基が一番違っているところがございますので、なりすましをどこで押さえるかといったときには、やはり転出・転入のところできちっと押さえないといけないだろうと思っております。これは幹事会でも議論してもらい、一応、案としてはこういうような形でいかがかなという形にしております。

【堀部座長】 よろしいですか。それでは次に3ページの3のその他で、①は、この\*のところにありますように、戸籍法部会では、法律に定めるということまではしないということなので、こちらでも各市町村の個人情報保護条例等で対応するということがありますが、これも現段階ではこういうことですかね。住民基本台帳ネットワークシステムでも、だれが使ったかというのは、住民基本台帳法に事項情報の開示請求の規定がないので、自治体の条例で対応しているのですね。それと同じような扱いになるということになりますか。では、この辺もよろしいですか。②のほうも。

【大井幹事】 このあたりでございますが、戸籍法のと きにも私はお話ししたのですが、現場サイドからしますと、自分のものがだれか第三者に取られたと、自己情報の開示請求を実際には出すのですが、肝心なところが真っ黒けになっているわけです。これじゃ、だれが取ったのかわからないじゃないかと。これじゃ、何のために自己情報の開示請求なのかというような話は現場では結構出ているという部分もございます。ただ、出していいという規定もなかなかないので、現状としては黒塗りで対応しているところなのだと思います。

【堀部座長】 個人情報保護条例でいきますと、自己情報に限りますから、第三者情報をどこまでというようなことになって、一般的には第三者情報は全部伏せてということになるわけですね。

すると、②についてご意見がありますか。

では、どうぞ。

【角委員】 ②については、ちょっとよくわからなかったのですが、基本4情報以外の情報の話ですが、この一文で、既に現在の規定においても続柄、戸籍の表示などは特別の請求がない限り記載されないこととなっているので、従前どおり特別の請求があった場合にのみ交付することとしてはどうか。なお、第三者請求については、市町村長が相当の理由があると認めた場合にのみ住民票の写しの交付が認められるものであり、必要な限度の範囲で基本4情報以外の情報を記載することを明らかにしてはどうかとあるのですが、この第1文の特別の請求があった場合というのと、必要な限度の範囲でという、この関係がちょっとよくわからなかったもので、例えば、私が私の住民票を下さいと言ったときの、特別の請求と、第三者が下さいと言ったときの、そのあたりの関係を教えていただきたいのですが。

【望月理事官】 角先生おっしゃるように、まず、私が私の住民票の請求をするときに

つきましては、まずこれは前段のパラグラフで書いてあることをごさいます、これはまさに今の制度そのものでありますが、一般的には基本的には4情報、氏名と住所と生年月日とその他性別等というものしか出ない。ただし、こういう理由で要るとか、個人の場合は特に理由もなくこういうものを書いてくれというチェックがあれば、それは1つ特別な請求と考えて、チェックがあれば初めて出すというふうな形になるということをごさいます。これはまさに本人請求もしくは同一世帯員請求の場合です。いわゆる今回請求として残るもの。

一方で、なお書き以降は、ア、イ、ウの種類のうちのウの種類でございまして、こちらについては、今までは、特別な請求がない限りは省略することができるというふうに、法律の規定上、できる規定になっておるわけなのですけれども、今後、法律の書き方をちょっと変えて、逆に言うと相当性が認められる範囲内でこれらの情報は提示するというように考え方、書き方が変わるのではないかとございまして。今の条文でいいますと、28ページの第4項のところをごさいます。特別請求の書き方が、特別の請求がない限り、これこれを省略した写しを交付することができる。逆に言うと、書きぶりとして、特別請求のことがあれば、それと対照して基本的にいいよということであれば出るというふうに法律上読めますので、現場の実態は限りなくそれを制限しているわけなのですが、むしろ現場の実態に合わせる方向で、相当性を判断する際に、あわせて、ではどの情報まで出す必要があるのかという点もスクリーニングをかけるという考え方になるのかなとございまして。多分、相当と認める範囲で、必要な範囲でこれらの情報を記載するものとする、もしくは交付するものとするとか、何らかの書き方の変更がここであるのだろうということをごさいます。

**【角委員】** 確認ですけれども、そうすると、本人請求も第三者請求も基本的にはこの4情報しか出しません、ただし、ほかも下さいと言われた場合に、その請求が相当かどうかというスクリーニングをかけてオーケーだったら、この基本4情報以外も出しますという。ただ、本人が自分の住民票を下さいという場合と、第三者が下さいという場合には、4情報を出す相当性の壁というか、ハードルは、高低はあるということ……。

**【望月理事官】** ちょっと区分が出る。特に第三者が、例えば戸籍の表示などが必要だと言ってきたときには、それが必要だとする理由をちゃんと明らかにして、これがほんとうに相当性があるんだなというところの確認を必ずしてくださいというふうな法律の構成になるのだろうと。これは現場で既にやっていますが、まさにそれにマッチした条文構成

になるのだろうということで、逆に言うと、現場で対応しやすくなるのではないかということでございます。

【堀部座長】 現場では実際、私なら私の住民票を交付してくださいと行くと、何か用紙があって、そこに普通は4情報で、目的とか何か理由を書くと、こっちも必要ではないかということで、続柄とか本籍地なども含めたものを出してくれますね。

【大井幹事】 本人請求の場合は必要に応じて世帯ですとか続柄ですとか……。

【堀部座長】 全部入れましたか。

【大井幹事】 ええ。または本籍表示、そういうものはどうですかということで、必要に応じて伺いますけれども。第三者の方からの請求の場合は基本的にはそれは出さない。もし請求があったときには、何で必要なんですかというのを細かく確認をして、必要に応じて出すというふうにしておりますけれども。

【望月理事官】 そこは、今だと、もともと何人でも請求ができるし、特別請求だと書いたら基本的に出すのだろうと言われたときに、出さないんだと一生懸命ガードするのはなかなか難しい場合があるということですよね。

【大井幹事】 そのところはやはりちゃんと法律上も整備を。

【堀部座長】 ええ、請求権者も変えますので、随分変わってくると思います。

【大井幹事】 これは4情報となっておりますけれども、前の住所だとか、住所を確定した日だとか、そのあたりの情報もたしか入りますよね。

【望月理事官】 それも4情報以外になりますが、住所との関係は考えます。

【堀部座長】 どうぞ、宇賀委員。

【宇賀座長代理】 3の①については、結論としては、今回は、戸籍のほうもこういうことで整理されているということですので、やむを得ないかなと思っているのですが、かなり基本的な重要な問題を含んでいることは間違いないと思うのです。つまり、本来、市区町村が保有している個人情報ですから、住基法とか戸籍法に特別の写しの交付等の規定がない場合には、個人情報保護条例に基づくと、本人またはその法定代理人がかわって請求する場合しか交付請求できないにもかかわらず、住基法や戸籍法では、第三者による交付請求を今回制限する予定とはいっても、なお個人情報保護条例以上に広げているわけですよね。住基法で一方において交付請求権者を広げている。他方においては、本人側のアクセスログに関しては何も規定を設けないということでもいいのかという、かなり本質的な問題を含んでいることは間違いないで、そういうことで大阪府のほうからも提案があった

と思います。この検討会に与えられた時間の制約を考えますと、結論としては、今回こう  
いうことでやむを得ないと思っておりますけれども、少しあっさり却下というような感じ  
がしますので、非常に重要な問題ではあるがとか、そういうようなニュアンスを少し出す  
ような工夫をしていただけないかなということですが。

【堀部座長】 では、少し留保をとという考え方、確かに重要な問題ですので、そういう  
あたりも修文をしてみたいと思います。

それでは、次に、4ページ、今度はⅡの届出の際の本人確認についてということで、1  
の本人確認の方法では①から⑤までありますが、この④の最後のところは、これこれの取  
り扱いについて検討することとするかということで、まださらに検討という意味なのでし  
ょうか、この検討するというのは。

【望月理事官】 済みません。ここは、さらに検討というよりも、今まで全くこういう  
論点をこの委員会の中で提示していなかったものですから、ちょっと遠慮がちの表現にさ  
せていただいたわけでございます。

【堀部座長】 そうですか。

【小暮課長】 あと、気持ちとしては、幹事会では一応議論してもらっているようなの  
ですけれども、まだ先程のようにどこまでやるかという議論もあるので、もう少し幹事会  
なり現場の意見も確認した上で、また、本日ここら辺のご意見をいただいた上で、それを  
踏まえて、実態をもう少し確認をした方がいいかなということでのこのような表現にしてお  
ります。

【堀部座長】 そうですか。いかがでしょうか。④はそういう趣旨だそうですね。

どうぞ、前田委員。

【前田委員】 4ページの一番上の1の①なのですが、既に幹事さんからお話が  
ありましたように、現場では、さまざまなケースにほんとうに知恵を出していただいて、  
ここに書いてある運用ということで、それぞれ2,000近い市町村を含めてやっていらっ  
しゃると思うのですが、この際、その制度を変えるときには、ここにありますように、法  
令に根拠が、基本的な考え方でも、後ろ盾が必要だと思うのです。やはりお客さんもいろ  
いろな人がいますから、どこにそんなこと書いてあるんだとかといって、苦労しているケ  
ースもかなりあるのだと思うのです。そういった点は、この際ですから、ここに書いてあ  
るように、法令に根拠をもつ手続としてはどうかという投げかけについては、ぜひそうし  
ていただきたいという気持ちはします。

【堀部座長】 どうぞ、岡田委員。

【岡田委員】 同じ意見です。それと、要綱といっても、自治体によってその内容が微妙に温度差があるのかなと思いますので、法律ができれば、それに従った要綱みたいな形で横並びになるような気がするのですが、ぜひこの届けに関しては必要ではないかなと思います。

【堀部座長】 ほかの点はいかがでしょう。

【角委員】 済みません、何かすごくとんでもないことを言いそうなのですけれども、世帯というのは何なのか。世帯というより、住民票で1世帯に入っている人というのは、どういう関係の人が入っているのでしょうか。変な質問で済みません。

【望月理事官】 法律上の運用上の考え方としましては、同じ住所であって、同一生計、家計が一緒だということ、まさにお金が1つの単位をなしているという、その2点において世帯という概念でとらえるということであります。したがって、必ずしも血縁関係がなくても、例えば同居人、俗な言い方ですと居候のような形でも同一世帯ということが一応あり得るということです。

【角委員】 そうすると、法定代理人はもう包括的な代理権を持っていますから問題ないと思うのですが、どうも、同一世帯員だからといって委任状もなく届けられるというのは、果たしていかなものかという気がするのですが、済みません。

【岡田委員】 私もそう思います。

【角委員】 そうすると、もっと言えば、同一世帯であってもほかの世帯員のものは当然交付請求をするのはよくないのではないかという話にまでさかのぼってしまっていて、何かある種、ちゃぶ台をひっくり返すみたいな話になっちゃうかもしれないので、ちょっと言いづらいのですが、少なくともこの届出のところは、委任状1枚書いてもらえばいいことなので、法律上、その間に何らかの委任ができるという関係がある人ならいいのですが、ないものもあり、世帯というのが非常にある種、民法上の身分関係の中では置き場がないものなので、ここは書いてもらったほうが私はいいのではないかと、ちょっとほんとうに言いづらいのですが、というのがあります。済みません。

【堀部座長】 世帯というのは、例えば住民基本台帳法ですと、第6条で19ページです。市町村長が個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して住民基本台帳を作成しなければならない。このあたりに世帯と出てきますが、ほかに何か定義は特になかったですね。

【望月理事官】　そうですね、もともと世帯というのは裸では使っておりますが、住民票の記載事項の中に、もともと世帯主という概念そのものが組み込まれておりまして、また、この住民票の作成、まさに6条、住基六法の19ページの条文に即しまして、注釈の通知が茶色い小さい字で書かれております。その中で、世帯とは、居住と生計をともにする社会生活上の単位をいうというふうに解釈案も示しておりまして、1つあるということと、あと、住基法の前身の登録法ではむしろ世帯というのがベースになっていた名残があるという点。あと、異動届の場合は、ここにも書いてございますが、ご本人以外にも、世帯主そのものがみんなの届出をすることがそもそもできるというふうになってございまして、世帯全体をひとくくりで考えるのだというのがもともと法体系の中に組み込まれているものではあるということでもあります。逆に言いますと、親族関係というよりは、むしろ住基制度は居住関係を公証する制度ですので、同じところに住んでいる点を重視しているという点が1点と、まさに生計が一緒だという点は、要するに同じ釜の飯を食っていつも一緒に生活しているということですので、あまり悲惨な事例は一般的には考えられないだろうということで、今までこういうふうな取り扱いをしてきたということだと思います。

【小暮課長】　角先生がおっしゃる意見は、実態で考えますと、例えば、私ども地方等への転勤がかなり頻繁なのですが、自分で出しに行ったかと胸に手を当てますと、おそらく妻に行ってもらったほうが多いのが実態です。また、幹事からは、実態とかを見たときに、同一世帯でも全て各個人が届出をすると新たな負担となり、どこまでが許容されるか、という議論もありました。今、望月が申しましたように、同一世帯とか法定代理というのは、ここにあるように基本的には推認できるのではないかと。ただ、括弧にありますように、その場合でも特段の事情によりとか、まさに窓口のほうで必要な場合については、調査ということもありますので、一律に委任状を求めるところまでは、やるとかえって現場が混乱するのではないかとというのがこの③で書いた趣旨でございます。

【角委員】　ですから、世帯を壊せという話につながるもので、すべての社会人、行政が動いているものを、だからちょっと言いづらいので、こういうふうなノリでしゃべっているのですけれども、ただ、法定代理人と同一世帯員というのが、法律上同じような立場ではない、ちょっとこの書き方を工夫していただければと思いますので、ちょっとこれだと、かなり法律上はご本人との立場というのは違いますので、少し書き方を工夫していただければと。

【堀部座長】　小出参事官から。

- 【小出参事官】 法定代理人の署名というのはどうやって求めるのですか。
- 【望月理事官】 この場合は、一般的に戸籍等が確認できればそれで済んでしまう場合がほとんどだと。
- 【小出参事官】 親権者ということですか。未成年後見人ですか。
- 【望月理事官】 そのように現場では考えまして……。
- 【小出参事官】 成年後見人とか補佐人、補助人という類型の人はわからないですよ。
- 【望月理事官】 委任状等がなく……。
- 【小出参事官】 要するに、自分は成年後見人であると、それは法定代理人ですよ。それで転出・転入届を委任状なしで行うということが可能なのですか。
- 【望月理事官】 わかる場合もかなりあって、大体のところはそういうものを求めればすぐ出すとは思いますが、そこは現場で一律にあまりやっていないところがあるのです。
- 【大井幹事】 いわゆる法定代理人ということであれば、それこそ登記事項の証明書ですとかそういうものを出してくださいという話にはなるかと思いますが、法定代理人の権限で……。
- 【小出参事官】 それは法定代理権の権限を照査するという事なんじゃないんですか、結局。
- 【大井幹事】 という形になります。
- 【望月理事官】 法定代理人たる立場の者かどうかという点においては、むしろ②のほうの代理人の本人確認というところで、ある程度の対応はできるのかなと思いつつも……、あ、そこは書いてないんだな。
- 【小暮課長】 実はこの検討会報告では、冒頭申しましたように、法務省の法制審と違って、法令レベルに加えて運用レベルのところまである程度書き込むことになろうと思っております。どちらかというと、ここにあるのは、かなり運用レベルに近くなっていると思っております。そこをどこまでやるかというのはまさにこれからの議論だとは思いますが、けれども。
- 【小出参事官】 法定代理人というのは、法律によって権限が決まっていますので、例えば成年後見人の場合は、成年被後見人の転入届、転出届をする権限が法律で付与されているかどうかということを確認されたほうがいいかという気がします。
- 【堀部座長】 世帯についての表現ですが……。
- 【小暮課長】 今、角先生と小出参事官からお話があったように、ちょっとここは並べ

て書いていますけれども、やや荒っぽいところがございますので、先ほど述べた事項とか、法定代理人の場合、あと現場の実態も踏まえて、少し整理をさせていただきたいと思えます。

また、③のなお書きのところも、現実問題としていわゆる同住所で2世帯の場合というのもあって、そこまで委任状を求める必要がないこともかなりあるというので入れておりますが、この点もまとめて、もう一度幹事会とか現場の話を聞いて、再整理をさせていただきたいと思えます。

**【堀部座長】** そのようにしていきたいと思えます。

どうぞ、大井幹事。

**【大井幹事】** 非常に悩ましいところで、一般的には同居人であるとか、世帯は別でも同じところに住んでいる親族だったら、ちょっと手続を頼んでやってきてくれというケースはあるのですね。例えば特養ホームに入るための手続をするから、移転の届出を出してきてくれと息子夫婦に頼むというようなケースも結構ありますし、実際には善意の届出が多いかと思えます。ただ、悪意を持って、相続や何かを悪用してやるみたいになると、親族関係はかえって非常にもめるのです。その辺が非常に難しいというのが現場としては非常にありまして、あまり、だめだ、手続はこれを持ってこい、あれをもってこいといったら、何を言ってるのというふうにも現場としてはなるし、かといって、悪用されたらまたこれも困るしというところなのです。またこれは届出ですけれども、証明書のほうで戸籍と住民票ではまた若干取り扱いが違って、戸籍のほうだと直系尊属・卑属までオーケーです、理由を問わずに認めますと。こちらは同一世帯じゃないと委任状持ってこいという話なので、それこそ先ほど前田委員のほうからお話がありましたけれども、大概は住民票と戸籍で同じ窓口でやっている。一方のこちらはいいけれども、こちらはだめ、別の書類持ってこいみたいに、その辺が非常に現場としてはつらい部分があるのも確かです。

**【堀部座長】** そういう現場の立場も踏まえながらこういう表現になっているのではないかと思います。

それでは、最後の5ページ、その他ですが、1の戸籍の附票等の写しの交付請求についていかがでしょうか。それから2の罰則についてもあわせてご意見をいただきたいと思います。

どうぞ、前田委員。

**【前田委員】** このページは、1、2ともこの考え方で賛成なのですが、住民票の除票

につきましても、その写しを交付する場合があるかと思うのですが、現在、これは事務処理要領が根拠になっていまして、ここでご議論をいただくのであれば、これについても、住民票の除票の写しの交付の取り扱いを法令事項にさせていただければと。

【堀部座長】 では、そういうご意見ですが。

はい、どうぞ。

【大井幹事】 附票の写しにつきましては、住所確認をしたいというようなことで申請するケースが非常に多くなってきておりまして、最近だと、例えば債権者が債務者の住所を確認するというようなことで、請求するというような事例も増えてきておりますので、そういったものが果たして適切なのかどうか、また、この戸籍の附票制度を用いなければいけないものなのかどうかというようなところも含めまして考えていく必要があるのかなというふうには思うのですけれども。

【角委員】 今、大井幹事がおっしゃったように、どうもこの附票というのは気持ち悪いので、居住関係の公証のための制度として、一体どこまで国とか地方自治体が持っている情報というのは出すべきなのか。エクストラなサービスになって、それは便利は便利なのですけれども、この住民票という制度等が、ある種肥大しているようなところがあって、基本的には役所の事務の便宜のためではないかというふうに私なんか思っていて、違ったらあれですけれども、そうすると、そこまで果たして写しの交付請求に応じる必要があるのかというのがどうも抵抗がありまして、この附票については少し考えたほうがいいのではないかなと思うのが1点。

それからもう1点は、ただし以下の、請求事由は原則明らかにしなくてよい場合についても、先ほどのドメスティック・バイオレンスなんかの場合は同様な扱いをするということですか。

【望月理事官】 これは同様になります。

では、そのことにつきまして。まず、除票のほうを法令事項に引き上げられるかどうかという点ですが、これは実は従来からずっと検討課題ではあるわけなのですが、実は、今の住民基本台帳法の世界では、落とすときには提出先を書いて落としなさい、あと、保存期間を書くということだけで、それ以外に、例えばその期間の間にそれをどういうふうに表示しろとか、そういった特定関係が書いてないのです。やはり除票という個別の固まりという概念がない制度ですので、それだけを取り出して法律事項として果たしてできるかどうかという点は、若干法制上の難しさがあるという点だけのご説明をさせていただけれ

ばと思うのです。多分、住民票の世界の交付と、法令上の取り扱いとあえて違う必要はないわけですし、各団体を強制的に規制する必要もあまりないものですから、あえてそういうことを置かないのかなという感じがいたします。

あと、2番目というか、①のほうの観点でございまして、附票のほうの制度につきまして、1つの考え方は、附票の交付をやめちゃうという考え方が当然想定し得るパターンとしてはあるかと思いますが、その際に、では何ができなくなるんだというときに、我々考えましたのは、1点は、特定の人が亡くなって、その相続人が一定の債務を相続した。そのときに、その人について、ではどこに住んでいるのかということを確認する手段がなくなってしまう。そのときに、結局、そういう非常に煩瑣な手続をわざとやるということは、多くの場合は、いざとなったら裁判でも何でも訴えるぞということがベースにあるんだと思うのですが、そのときに、例えばその人の住所が確定できない段階で、結局、附票がないので確定できません、ですので、住所不定ですけども訴訟は起こさせてくださいというふうに裁判に訴えるケースが増えてしまうのではないかと。そのときには、最終的には一種の欠席裁判、公示はされますけれども実際にはそこにいないというケースが起きる可能性があります。むしろ裁判官がそれを嫌っていろいろな調査を一生懸命やる場合も考えられますので、そういうふうに非常に難しい問題が生じるかなということで、利便性が高いとはいえ、これがないと、逆に言うと何もできないときも発生してしまうのは、居住関係を公証するという制度の中でなくしていいかどうかというのは、ちょっと議論の余地があると考えて、ここは現行どおりという判断をさせていただいたところであります。

あともう1点は、附票がなくても除票ですと追いかけていく場合が当然考えられますけれども、除票は、実は永久保存ではなくて、例えば5年間保存などです。あと、プラスアルファで各団体のキャパに応じて保存するということになるのですが、どこかで切れてしまうことは当然想定し得るものですから、そこはあえてずっと除票で追いかけるということと、最初からすばつとわかる方法と、本質的な意味でどこまで差があるかというのは、ちょっと議論があるかなということでございます。

【大井幹事】 附票については、過去の住所の履歴を確認するという機能と、現在の住所を確認するという両方の意味合いがあると思うのです。本人が必要な場合、特に、よく自動車を売るといったときに、昔の住所の確認をしたいので附票をとるといふ、その手のことは結構あるのです。だから、自分が必要だという場合に附票を出すことについては、制度上いいのかなと思うのです。第三者がとるときに、果たして住民票と同じ扱いで出し

ていいものかどうかというところについては、やはり慎重に考えていかないといけないのかなと思うのですけれども。

【望月理事官】 その場合の慎重にということは、最終的に出さない場合も当然あり得るという。

【大井幹事】 ええ、私が思うには、除かれた戸籍の謄抄本の交付がありますけれども、その場合については、本人ですとか戸籍に記載されている者、また国、地方公共団体の職員、また、現行法だと弁護士などの資格者、その他、相続関係を証する必要があるとか、裁判所に提出するとか、そういった正当な利害関係がある場合については出していいよという今の戸籍法の表現になっていますので、そういったものに合わせて考えていくというのも1つの方法なのかなと思いますけれども。

【小暮課長】 ちょっと確認したいのですけれども、第三者請求の場合でも、従来の何人でもという形ではなくて、請求事由がある場合というのを限定していきましようということになってきますね。そういう意味でどういう場合ができるかということで、この参考欄にも書いてあるのですけれども、住民票等のものと何か差をつける何かがあるということなのですか。前提条件として、ここは戸籍とはもともと記載事項が違いますから全くパラレルではありません。記載事項に応じて言えば、あくまでも住所を中心にした限定したものしかありませんから、戸籍の附票の記載事項の範囲の中でいけば、ここの問題提起というのは、住民票の写しの交付のほうを限定していくという考え方を前提とすれば、同じにしていいのではないかというのが、ここの問題提起の仕方なのです。そこはさらに何か書けなきゃいけないというような実態があるということなのではないでしょうか。

【大井幹事】 非常に限定的に取り扱うということであればよろしいのかというふうには思いますけれども、基本的には戸籍のほうの扱いと……、戸籍の場合だと住所……。

【小暮課長】 だからそこは、戸籍の記載事項と戸籍の附票の記載事項は違うから、それと全くパラレルの規定を置くというのは、ちょっと制度論的にはあり得ないと私は思うのです。ですから、例えば、先ほどの、まさに裁判などで請求するために必要だとか、相当な理由がある場合に限るということです。今までは何人もということで、原則は全部とれたけれども、これからはきちっと直していくという前提での議論かと思うのです。ですから、住民票と戸籍の附票というのは、その相当性の判断のときに、記載事項が違うから若干変わってくるというのはあるかもしれません。また幹事会でご議論いただいていいかもしれませんけれども、必要なところは、一定の限定した場で、なおかつ、それについ

て相当だという判断をするというスキームを入れてくればいいのではないか。その相当の基準というのが、住民票の基本4情報と戸籍の附票の記載事項が違いますから、そこでちょっと差があるなら差があるというものだと思うのです。先ほど言ったように、3ページの基本4情報以外のところも、このところも第三者請求の場合だと、さらに絞ってくるというのが全体の構成になるという発想だと思うのです。ですから住民票の場合も、4情報の相当性の判断と特別請求した場合の相当性の判断とは、違ってくだらうというのが、この全体の構成になっていますので、それはそれぞれの記載内容によって違ってくだらうとは思っています。仕組みが違うので、戸籍の謄抄本と全く同じという訳には、単純にはいかないと思います。ただ、もし今後の運用の指針になるみたいなものを幹事会でもんで、この特殊性みたいなものがあれば、それは少し書き込むというのはあるかなとも思いますけれども。

【望月理事官】 今、除かれた戸籍の謄抄本というのは、そもそも保存期間がかなり長くて、昔の、本来出すべきでないような情報もかなり書き込まれているというのを前提に、かなり限定的な取り扱いをしているんだらうというふうな理解をしておりますので、逆に言うと、そのあたりの違いを、記載事項が違うんだというのがわかる形で表現を考えてみるということをしていただければと思います。

【大井幹事】 もともとの戸籍の附票を整備する目的自体については、住民票と戸籍の調整をする、そして正確性を確保するのだというのがまず第1点と、あと、先は在外選挙人名簿の関係がありますけれども、その2点という中で、それを証明する部分に使うという発想が果たしてあるのかなという気がするのだけれども。

【望月理事官】 まあ難しいのですけれども、ある人を同定する、特定していくときに、住所の面からいくのと親子関係からいくという両方の機能があって、両方が相まって初めて特定されるというのがどこかにあるのです。それが最も如実に出るのがこの附票のところでした、この制度はそういう経緯もあって実は総務省と法務省の共管事項となっていてと思います。

【大井幹事】 ありがとうございます。

【堀部座長】 ではもう1点、罰則についてはよろしいでしょうか。戸籍法とのバランスを踏まえ、刑罰化も視野に入れて検討することとしてよいかということですが、特にご異議なければ、こういう方向でということ。

【小暮課長】 補足しますと、まさに法制審のほうでも、まだここは検討中の事項で

ざいまして、私どもとしましたら、戸籍の方で引き上げなりすれば、そことの並びできち  
っとやるということでございます。ちょっと様子を見ながらという趣旨でございます。

【堀部座長】 それでは、予定していただいた審議時間を少しオーバーしていますが、  
何か全体を通してご意見、ご要望があればお出しいただきたいと思ひます。

それでは、きょうはいろいろ貴重なご意見をお出しいただきましたので、これをもとに  
しまして、きょうのご意見などを踏まえながら、次回に報告書素案をお出しして、またさ  
らにご意見を伺うということにしたいと思ひます。その内容につきましては、私と事務局  
のほうにご一任いただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【堀部座長】 特にご異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

そこで、次回以降の検討会につきまして、福浦企画官からお願いいたします。

【福浦企画官】 次回、第4回の検討会につきましては、12月25日月曜日の10時  
から行いたいと思っております。

【堀部座長】 午前中ですので、済みません、お願いします。

【福浦企画官】 場所は、総務省5階の第4特別会議室で開催したいと思っております。  
次回につきましては、今、座長からもお話ありましたとおり、検討会報告書の素案  
についてご議論いただきたいと思っております。正式な通知は、また後日、郵送させてい  
たいただきます。よろしくをお願いします。

ちょっとつけ加えますと、参考までに、第5回の日程ですが、年が明けますが、1月3  
1日、これも10時からです。場所につきましては総務省の8階の共用会議室801号室  
で開催したいと思っております。この際は、報告書の取りまとめをお願いしたいと思っ  
ております。

【堀部座長】 それまでに法制審議会の戸籍法部会は何回か開かれるわけですね。

【小出参事官】 そうですね、12月19日が一応部会としては最後ですが、年が明け  
てから、今度は親の全体の会議がありますので。

【堀部座長】 そうですね、法制審議会の全体会があるのですか。

【小出参事官】 ええ、全体の会議で承認されて初めて答申になりますので。

【堀部座長】 そうですね、わかりました。

では、そういう議論なども見ながら、共通する面と必ずしもそうでない、むしろ違う面  
もいろいろありますので、そのあたりをどういうふうにしていくか、きょうもいろいろ出

ていますので、そのことも踏まえながらまとめをしていきたいと思ひます。

ほかに何かご発言ありますでしょうか。事務局のほう、何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日の会議は以上で終わらせていただきます。どうも長時間にわたりましてありがとうございました。